

介護保険法の規定による指定又は開設許可を受けようとする

介護事業者の方へ

生活保護法の一部改正に伴い、同法第54条の2第2項の規定により、介護保険法の規定による指定又は開設許可があった場合には、生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の指定介護機関として指定を受けたものとみなされます。生活保護法等の指定介護機関としての指定が不要な場合(※)には、生活保護法第54条の2第2項ただし書の規定に基づき、別紙の申出書に必要事項を記入の上、提出してください。

提出期限：指定申請書が受理された日から2週間以内

提出先： 福山市保健福祉局福祉部生活福祉課

- ※ 生活保護法等の指定を不要とした場合には、生活保護を受けている方に対する介護サービスを行うことができなくなりますので、十分ご注意ください。
- ※ 生活保護法等の指定を不要とした後に、指定介護機関としての指定が必要となった場合には、生活保護法等指定介護機関指定申請書を提出し、指定を受ける必要があります。
- ※ 指定を受けた後に、事業所の名称、所在地又は管理者等の変更及び休止があった場合は、生活福祉課にも届出が必要となります。詳細については生活福祉課へお問い合わせください。
- ※ 生活保護法指定介護機関のてびきを福山市ホームページ(生活福祉課)に掲載しておりますので、ダウンロードしてご活用ください。

〒720-8501 福山市東桜町3番5号 福山市保健福祉局 福祉部生活福祉課(介護担当) TEL(084)928-1066
